明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三三七）　三
○国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（三三八）　二
○平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三三九）
○高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（三四〇）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四一）
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三四二）

〔条　約〕
○国際水路機関条約の改正議定書（一五）

〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一二）　一八
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七七）　二〇

〔告　示〕
○国際水路機関条約の改正議定書の効力発生に関する件（**外務**四二一）
○道路に関する件（**東北地方整備局**二三〇）　二〇
○道路に関する件（**四国地方整備局**一一八）　二
○都市計画に関する件（**北海道開発局**二四〇）　三

〔官庁報告〕
国家試験　三
水先人試験の施行（国土交通省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三七号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二八年一一月一日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第三三八号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件の見直し

㈠　施設を使用させる期間の下限を七日から三日へ短縮することとした。（第一二条第二号関係）

㈡　厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されることとした。（第一二条第六号関係）

㈢　国家戦略特別区域法第一三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていることとした。（第一二条第七号関係）

㈣　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われることとした。（第一二条第八号関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、平成二八年一〇月三一日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三三九号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成二九年一〇月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（経済産業省）

1　高圧ガス保安法の適用除外となる高圧ガスを追加することとした。（第二条関係）

2　燃焼性の低いフルオロカーボンを第一種ガスに追加することとした。（第三条関係）

3　自ら完成検査等を行うことができる事業者の認定に係る有効期間を、一定の技術的能力等を有する者については、二年延長し、七年とすることとした。（第一〇条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一一月一日から施行することとした。